

平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ジャニス工業株式会社  
代表者名 取締役社長 山川 芳範  
(コード番号 5342 名証第2部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 富本 和伸  
(電 話 0569-35-3150)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 82 期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、平成 28 年 6 月 29 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「経営理念」及び「倫理規程」を制定し、取締役及び使用人に対し、法令・定款の遵守を徹底する。
- (2) 内部統制委員会を設置し、社内規程の整備を通じて、適切な業務運営の維持・向上を進める。
- (3) 内部通報制度を制定し、コンプライアンスに係る諸問題が発生した場合の早期把握・早期是正に努める。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存する。
- (2) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業上のリスクについては、各部門がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
- (2) 各部門長は、毎月の経営会議において、必要に応じてリスク管理の状況について報告する。
- (3) 監査等委員会及び内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に関する重要事項については、各部門長が出席する経営会議で十分な議論を行い、その

審議を経て、取締役会で決議する。

- (2) 原則として、経営会議は月2回、取締役会は月1回開催することとし、必要に応じて臨時の経営会議及び取締役会を適宜開催する。

**5. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- (1) 監査等委員会は、内部統制委員会の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。
- (2) 監査等委員会から監査に必要な業務の命令を受けた従業員は、その業務の遂行にあたって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

**6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、その都度監査等委員会に報告するものとする。
- (2) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、必要に応じていつでも業務の執行状況の報告を求めることができるものとする。

**7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。
- (2) 監査等委員会は、監査報告会を開催し、社長と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- (3) 監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、情報及び意見の交換を行う。

**8. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。
- (2) また、本システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

**9. 反社会的勢力排除に向けた体制**

- (1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- (2) また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、体制の強化を図るものとする。

以上